

## 自治労都市建設協議会会則

(名称)

第1条 この会議の名称は自治労都市建設協議会と呼び、略称を都建協という。

(所在地)

第2条 この会議の事務所は事務局長の属する都市の支部におく。

(目的)

第3条 この会議は、次の目的達成のために尽力する。

1. 都市における自治労加盟組合、建設関係労働者の日常的交流と意見交換を図り、政策課題を中心として産別自治労に提言し運動を担い、もって自治労の組織強化を図る。
2. 自治労産別方針をもとに、都市の自治労加盟組合と建設関係労働者が抱える運動課題の解決に向け、統一対応を基本に協力・共闘を強める。
3. 運動の強化を図るために、自治労大都市共闘建設部会と連携・協力をとる。
4. 都市組合の交流を図り、自治労産別への運動的・組織的結集を図る。

(構成)

第4条 この会議は、自治労大都市共闘建設部会へ参加加盟されている建設関係組織及びこれに準ずる自治労加盟の公共サービスを担う労働組合などの建設関係組織で自治労都市建設協議会会則第15条に基づく手続きを完了したものによって構成される。

(運営)

第5条 この会議の運営は、自治労都市建設協議会が、自治労大都市共闘建設部会と連携して行う。

(機関の種類)

第6条 この会議に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 代表者会
- (3) 幹事会

(総会)

第7条 総会はこの協議会の最高議決機関として、各都市から選出された代議員と各分科会代表者及び役員で構成する。

2. 総会の招集、運営、協議事項等は、自治労大都市共闘建設部会の総会に準じる。但し、当分の間、この総会は自治労大都市共闘建設部会の総会と兼ねることができる。

(代表者会)

第8条 代表者会は総会に次ぐ議決機関として、各都市から選出された代表者と各分科会代表者及び役員で構成する。

2. 代表者会の招集、運営、協議事項等は、自治労大都市共闘建設部会の代表者会に準じる。但し、当分の間、この代表者会は自治労大都市共闘建設部会の代表者会と兼ねることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会はこの協議会の執行機関として役員（会計監査を除く。）で構成する。

2. 幹事会の招集、運営、協議事項等は、自治労大都市共闘建設部会の幹事会に準じる。但し、当分の間、この幹事会は自治労大都市共闘建設部会の幹事会と兼ねることができる。

(分科会)

第10条 各種専門分野の課題について調査・検討をおこなうため協議会の中に、用地、公園、都市計画、建築、土木、現業、港湾等の分科会をおき、分科会代表者と各都市から選出された者をもって構成する。

2. 分科会の招集、運営、協議事項等は、自治労大都市共闘建設部会の分科会に準じる。但し、当分の間、この分科会は自治労大都市共闘建設部会の分科会と兼ねることができる。

(役員)

第11条 この協議会に次の役員をおく。但し、当分の間、役員は自治労大都市共闘建設部会の役員である部会長が議長を、副部会長が副議長を、事務局長兼会計が事務局長兼会計を、幹事が幹事を、会計監査が会計監査を各々兼務することができる。

- |           |       |     |
|-----------|-------|-----|
| (1) 議     | 長     | 1名  |
| (2) 副     | 議 長   | 若干名 |
| (3) 事務局長兼 | 会計    | 1名  |
| (4) 幹     | 事     | 若干名 |
| (5) 会     | 計 監 査 | 1名  |

2. この協議会に特別幹事をおくことができる。

(役員を選出及び任務)

第12条 役員を選出及び任務は、自治労大都市共闘建設部会の役員を選出及び任務に準じる。

(役員任期)

第13条 役員任期は役員を承認した総会から2年後の総会までとする。但し、再選はさまたげない。

2. 役員補充等、その他役員任期に関することは、自治労大都市共闘建設部会会則に準じる。

(会計)

第14条 この会議の運営費は、構成する各都市建設関係労働組合の負担金及び各助成金などにより賄う。なお、運営費は、自治労大都市共闘建設部会会則に準じる。

2. この協議会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌々年の9月30日までとする。
3. 予算・決算など会計に関することは、自治労大都市共闘建設部会会則に準じる。

(参加加盟)

第15条 この協議会に参加加盟等をする労働組合などは、参加加盟届に必要な事項を記入し、議長へ届け出る。なお、参加加盟届は、自治労大都市共闘建設部会の様式を準用する。

2. 参加加盟等は、幹事会の議をへて総会又は代表者会の経過承認を得るものとする。

(解散及び会則の改廃)

第16条 この協議会の解散又は、会則の改廃については、幹事会において参加加盟単組・支部の3分

の2以上の賛成を得たうえで総会に議案提出し、出席代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(表 彰)

第17条 この協議会の表彰制度は、自治労大都市共闘建設部会会則に準じる。

#### 附 則

1. 運営要綱は1995年8月22日より施行する。
2. この改正会則は2012年11月2日より施行する。
3. 幹事会は、2012年11月2日開催の総会で決定された改正会則の施行後2年毎において、第7条第2項但し書、第8条第2項但し書、第9条第2項但し書、第10条第2項但し書及び第11条第1項但し書の運用状況を十分に勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。